

○公害防止協定

現行協定	新協定				
<p>公害防止協定書 平成20年4月1日締結</p> <p>江別市（以下「甲」という。）と王子特殊紙株式会社江別工場（以下「乙」という。）は、乙の操業に係る公害の発生を未然に防止し、住民の健康の保護及び良好な地域の生活環境と安全の確保のため、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（乙の責務）</p> <p>第1条 乙は、公害の防止が乙の重大な社会的責任であることを認識し、地域の環境への負荷の低減と公害の防止に最善の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 乙は、この協定で定める事項を遵守するほか、公害の発生を防止するため、甲が実施する公害の防止に関する施策に協力するものとする。</p> <p>（施設等）</p> <p>第2条 この協定の対象施設は、公害関係法令に定める特定施設及び防除関連施設とする。</p> <p>（公害防止等の措置等）</p> <p>第3条 乙は、常に施設の整備・改善を図り、良好な地域の環境を確保するため、次のとおり措置するものとする。なお、この協定における1年の区分は、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>（1）大気汚染防止対策</p> <p>ア いおう酸化物</p> <p>（ア） いおう酸化物総排出量を日平均150m³N/h以下とする。</p> <p>（イ） 排煙脱硫装置の維持管理と適正な燃焼管理等により、ばい煙中のいおう酸化物の排出量の低減に努めるものとする。</p> <p>イ ばいじん</p>	<p>公害防止協定書 平成28年1月16日締結</p> <p>江別市（以下「甲」という。）と王子グリーンエナジー江別株式会社（以下「乙」という。）、王子エフテックス株式会社江別工場（以下「丙」という。）は、乙及び丙の操業に係る公害の発生を未然に防止し、住民の健康の保護及び良好な地域の生活環境と安全の確保のため、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（乙及び丙の責務）</p> <p>第1条 乙及び丙は、公害の防止が乙及び丙の重大な社会的責任であることを認識し、地域の環境への負荷の低減と公害の防止に最善の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 乙及び丙は、この協定で定める事項を遵守するほか、公害の発生を防止するため、甲が実施する公害の防止に関する施策に協力するものとする。</p> <p>（施設等）</p> <p>第2条 この協定の対象施設は、公害関係法令に定める特定施設及び防除関連施設とする。</p> <p>（公害防止等の措置等）</p> <p>第3条 乙及び丙は、常に施設の整備・改善を図り、良好な地域の環境を確保するため、次のとおり措置するものとする。</p> <p>（1）大気汚染防止対策</p> <p>ア いおう酸化物</p> <p>（ア） 乙の施設の、いおう酸化物総排出量を日平均40m³N/h以下とする。</p> <p>（イ） 丙の施設の、いおう酸化物総排出量を日平均150m³N/h以下とする。</p> <p>（ウ） 乙及び丙は、排煙脱硫及び炉内脱硫の実施と適正な燃焼管理等により、ばい煙中のいおう酸化物の排出量の低減に努めるものとする。</p> <p>イ ばいじん</p> <p>（ア） 乙の施設のばいじん総排出量を日平均25kg/h以下とする。</p> <p>（イ） 乙の施設の排出基準は、次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="1364 1347 1933 1422"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>排出基準(g/m³N)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号ボイラー</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	排出基準(g/m ³ N)	1号ボイラー	0.20
施設名	排出基準(g/m ³ N)				
1号ボイラー	0.20				

現行協定

(ア) ばいじん総排出量を 110Kg/h 以下とし、各施設の排出基準は、次のとおりとする。

施設名	排出基準 (g/m ³ N)
3号、5号回収ボイラー	0.35
4号重油専焼ボイラー	0.10
6号ボイラー	0.20
石灰焼成炉	0.20
10号マシン乾燥炉	0.20
6号マシン乾燥炉	0.20
6号マシンボイラー	0.10

(イ) 集じん装置の捕集効率の向上を図り、ばい煙中のばいじん排出量の低減に努めるものとする。

ウ 窒素酸化物

(ア) 各施設の排出基準は、次のとおりとする。

施設名	排出基準 (cm ³ /m ³ N)
3号、5号回収ボイラー	190
4号重油専焼ボイラー	210
6号ボイラー	300
石灰焼成炉	190
10号マシン乾燥炉	230
6号マシン乾燥炉	230
6号マシンボイラー	150

(イ) 燃焼方法等の改善を図り、窒素酸化物排出量の低減に努めるものとする。

(2) 悪臭防止対策

ア 各区分における悪臭成分規制濃度は、次のとおりとする。

(ア) 工場敷地境界線における悪臭物質の濃度

新協定

(ウ) 丙のばいじん総排出量を日平均110kg/h以下とする。

(エ) 丙の各施設の排出基準は、次の通りとする。

施設名	排出基準(g/m ³ N)
3号、5号回収ボイラー	0.35
4号重油専焼ボイラー	0.10
6号ボイラー	0.20
石灰焼成炉	0.20
10号マシン乾燥炉	0.20
6号マシン乾燥炉	0.20
6号マシンボイラー	0.10

(オ) 乙及び丙は、集じん装置の捕集効率の向上を図り、ばい煙中のばいじん排出量の低減に努めるものとする。

ウ 窒素酸化物

(ア) 乙の施設の排出基準は、次の通りとする。

施設名	排出基準(cm ³ /m ³ N)
1号ボイラー	250

(イ) 丙の施設の排出基準は、次の通りとする。

施設名	排出基準(cm ³ /m ³ N)
3号、5号回収ボイラー	190
4号重油専焼ボイラー	210
6号ボイラー	300
石灰焼成炉	190
10号マシン乾燥炉	230
6号マシン乾燥炉	230
6号マシンボイラー	150

(ウ) 乙及び丙は、燃焼方法等の改善を図り、窒素酸化物排出量の低減に努めるものとする。

(2) 悪臭防止対策

ア 丙の各区分における悪臭成分規制基準は、次のとおりとする。

(ア) 工場敷地境界線における悪臭物質の濃度

現行協定

悪臭物質	規制基準値 (ppm)
硫化水素	0.02
メチルメルカプタン	0.002
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009

(イ) 排出口における悪臭物質（硫化水素）の流量

(ア)に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により、算出して得られる悪臭物質（硫化水素）の流量

(ウ) 排水中における悪臭物質（硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル及び二硫化メチル）の濃度

(ア)に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得られる悪臭物質（硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル及び二硫化メチル）の濃度

イ 悪臭を防止するため、防止装置等の整備に努めるものとする。

ウ 前記以外の悪臭防止法施行令第1条に定める悪臭物質についても常に排出防止に努めるものとする。

(3) 水質汚濁防止対策

ア 排出口における水質の許容限度は、次のとおりとする。

項目	許容限度
水素イオン濃度	5.8以上～8.5以下
生物化学的酸素要求量	140 mg/ℓ (日間平均 100 mg/ℓ)
浮遊物質	100 mg/ℓ (日間平均 90 mg/ℓ)
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ

イ アに掲げる以外の水質汚濁防止法施行令第2条及び第3条に規定する物質及び状態についても排水基準を遵守するよう努めるものとする。

(4) 騒音振動防止対策

騒音・振動の発生を防止するために必要な措置を講じ、その低減に努めるとともに、工場敷地境界線での平常時の騒音・振動の大きさを、次の許容値以下に保つものとする。

騒音の許容値	振動の許容値
60 デシベル	60 デシベル

新協定

悪臭物質	規制基準(ppm)
硫化水素	0.02
メチルメルカプタン	0.002
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009

(イ) 排出口における悪臭物質（硫化水素）の流量

(ア)に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により、算出して得られる悪臭物質（硫化水素）の流量。

(ウ) 排水中における悪臭物質（硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、および二硫化メチル）の濃度

(ア)に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により、算出して得られる悪臭物質（硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、および二硫化メチル）の濃度

イ 乙及び丙は、悪臭を防止するため、防止装置等の整備に努めるものとする。

ウ 乙及び丙は、悪臭防止法施行令第1条に定める悪臭物質についても常に排出防止に努めるものとする。

現行協定	新協定										
<p>(5) 粉じん防止対策</p> <p>_____チップ等の粉じん飛散防止のため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(3) 粉じん防止対策</p> <p>乙及び丙は、_____チップ等の粉じん飛散防止のため必要な措置を講じるものとする。</p>										
<p>(6) 廃棄物対策</p> <p>ア _____操業に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に進め、その排出抑制また廃棄物の最終処分率の低下に努めるものとする。</p> <p>イ 産業廃棄物の処理に関する計画を作成し、当該年度の6月末までに甲に提出するものとする。</p> <p>ウ 産業廃棄物の年間の処理実績を翌年度の6月末までに甲に提出するものとする。</p>	<p>(4) 廃棄物対策</p> <p>乙及び丙は、_____操業に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に進め、その排出抑制又は廃棄物の最終処分率の低下に努めるものとする。</p>										
	<p>2 この協定における1年の区分は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</p>										
	<p>(公害防止等における共同の責務)</p>										
	<p>第4条 乙及び丙は、常に施設の整備・改善を図り、良好な地域の環境を確保するため、共同して以下の責務を果たすものとする。</p>										
	<p>(1) 水質汚濁防止対策</p> <p>ア 乙の排水は、丙の排水処理設備にて処理し、丙は排出口における水質の許容限度を遵守するものとする。</p> <p>イ 丙は、乙の排水処理に関して責任を持って処理を行うものとし、乙は排水処理に関し、丙の指示に従うものとする。</p> <p>ウ 丙の、排出口における水質の許容限度は、次の通りとする。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 815 1496 850">項 目</th> <th data-bbox="1496 815 1928 850">許 容 限 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 850 1496 885">水素イオン濃度</td> <td data-bbox="1496 850 1928 885">5.8 以上、8.5 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 885 1496 920">生物化学的酸素要求量</td> <td data-bbox="1496 885 1928 920">140mg/l (日間平均 100mg/l)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 920 1496 956">浮遊物質量</td> <td data-bbox="1496 920 1928 956">100mg/l (日間平均 90mg/l)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 956 1496 991">ダイオキシン類</td> <td data-bbox="1496 956 1928 991">10pg-TEQ/l</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	許 容 限 度	水素イオン濃度	5.8 以上、8.5 以下	生物化学的酸素要求量	140mg/l (日間平均 100mg/l)	浮遊物質量	100mg/l (日間平均 90mg/l)	ダイオキシン類	10pg-TEQ/l
項 目	許 容 限 度										
水素イオン濃度	5.8 以上、8.5 以下										
生物化学的酸素要求量	140mg/l (日間平均 100mg/l)										
浮遊物質量	100mg/l (日間平均 90mg/l)										
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l										
	<p>エ ウに掲げる以外の水質汚濁防止法施行令第2条及び第3条に規定する物質及び状態についても排水基準を遵守するよう努めるものとする。</p>										
	<p>(2) 騒音振動防止対策</p> <p>ア 乙及び丙は、騒音・振動の発生を防止するために必要な措置を講じ、その低減に努めるものとする。</p> <p>イ 乙及び丙は、市街地に接する工場敷地境界線での平常時の騒音・振動の大きさを次の許容値以下に保つものとする（市街地とは第一種住居地域、近隣商業地域及び商業地域とする）。</p>										

現行協定	新協定				
<p>(事故等の措置)</p> <p>第4条 乙_____は、工場の施設について、故障、破損その他の事故等により、著しいばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動若しくは悪臭等が発生させ、又は発生させるおそれが生じたときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、速やかに復旧するよう努めるものとする。</p> <p>2 乙_____は、前項に規定する事態が生じた場合は、遅滞なくその状況及び措置の内容並びに復旧計画を甲に報告し、必要に応じて関係機関等へ報告するものとする。</p> <p>3 甲は、乙が第1項に係る措置を講じても、<u>継続して公害_____</u>が発生させ、又は発生させるおそれがあると認めるときは、乙_____に対し、関連する施設にかかわる操業の短縮又は一時停止を求めることができる。</p> <p>4 乙_____は、前条に定める各種排出基準等を超過したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第5条 公害の発生により、住民の健康又は農作物等に被害を与えた場合は、甲、乙が協力して調査し、その結果、乙_____の操業が原因と認められるときは、乙は、誠意をもって対応するものとする。</p> <p>2 乙_____は、前項の場合において、<u>住民等から、乙_____</u>の操業に伴う損害賠償請求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。</p> <p>(関連企業に対する責務)</p> <p>第6条 乙_____は、乙_____の工場構内で作業を請け負わせ、又は委託する事業者(以下「関連企業」という。)に対し、工場構内における公害の防止について、積極的な指導及び監督を行うものとし、関連企業が公害が発生させたときは、乙は責任をもってその処理に当たるものとし、関連企業の運搬物の飛散、流出等の発生の防止についても指導を行うものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第7条 甲は、乙_____に対し、この協定に基づく公害の防止にかかわる事項について報告を求めることができるものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1366 111 1937 215"> <thead> <tr> <th data-bbox="1366 111 1646 151">騒音の許容値</th> <th data-bbox="1646 111 1937 151">振動の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1366 151 1646 215">60 デシベル</td> <td data-bbox="1646 151 1937 215">60 デシベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事故時の措置)</p> <p>第5条 乙<u>及び丙</u>は、工場の施設について、故障、破損その他の事故等により、著しいばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動若しくは悪臭等(第3項において「<u>著しいばい煙等</u>」という。)が発生させ、又は発生させるおそれが生じたときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、速やかに復旧するよう努めるものとする。</p> <p>2 乙及び丙は、前項に規定する事態が生じた場合は、遅滞なくその状況及び措置の内容並びに復旧計画を甲に報告し、必要に応じて関係機関等へ報告するものとする。</p> <p>3 甲は、乙及び丙が第1項に係る措置を講じても<u>なお著しいばい煙等</u>が発生させ、又は発生させるおそれがあると認めるときは、乙及び丙に対し、関連する施設にかかわる操業の短縮又は一時停止を求めることができる。</p> <p>4 乙<u>及び丙</u>は、前条に定める各種排出基準等を超過したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。</p> <p>5 乙又は丙のいずれかが原因であると明確ではない事項について、丙が責任を持って原因究明および必要な措置を行い、乙は誠意を持って協力すると共に丙の指示に従うものとする。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第6条 公害の発生により、<u>住民</u>の健康又は農作物等に被害を与えた場合は、甲、乙、丙が協力して調査し、その結果、乙<u>又は丙</u>の操業が原因と認められるときは、乙又は丙は、誠意をもって対応するものとする。</p> <p>2 乙<u>又は丙</u>は、前項の場合において、<u>住民等から、乙又は丙</u>の操業に伴う損害賠償請求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。</p> <p>(関連企業に対する責務)</p> <p>第7条 乙<u>及び丙</u>は、乙<u>及び丙</u>の工場構内で作業を請け負わせ、又は委託する事業者(以下「関連企業」という。)に対し、工場構内における公害の防止について、積極的な指導及び監督を行うものとし、関連企業が公害が発生させたときは、乙<u>及び丙</u>は責任をもってその処理に当たるものとし、関連企業の運搬物の飛散、流出等の発生の防止についても指導を行うものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第8条 甲は、乙<u>及び丙</u>に対し、この協定に基づく公害の防止にかかわる事項について報告を求めることができるものとする。</p>	騒音の許容値	振動の許容値	60 デシベル	60 デシベル
騒音の許容値	振動の許容値				
60 デシベル	60 デシベル				

現行協定	新協定
<p>(施設の設置等の事前協議)</p> <p>第8条 乙_____は、環境関連法令等の規制対象となる施設及び防除施設を新設、増設、又は変更しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。</p> <p>(立入調査及び公表)</p> <p>第9条 甲は、この協定に基づく測定項目、関連する設備、___関連するデータを調査するため、甲の担当職員を乙_____の工場構内に立ち入りさせ、必要な調査をさせることができるものとし、乙_____は___これに協力するものとする。</p> <p>2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定により行った立入調査の結果を公表することができるものとする。</p> <p>(違反時の措置)</p> <p>第10条 甲は、乙_____がこの協定(第13条に定める公害防止協定細目を含む。)に定める事項に違反したと認めるときは、乙_____に対して必要な改善措置を求め、乙_____は___これに応ずるものとする。</p> <p>(公害苦情の処理)</p> <p>第11条 乙_____は、公害に係る苦情が発生し、乙_____の操業がその原因と認められるときは、誠意をもってその解決に努めるものとし、甲は、その処理において必要と認めるときは、指導及び助言を行うものとする。</p> <p>2 乙_____は、前項に規定する公害に係る苦情が発生し、乙_____の操業がその原因と認められるときは、___遅滞なく甲に報告するものとする。</p> <p>(環境美化)</p> <p>第12条 乙_____は、工場構内の環境整備に留意し、清潔の保持、緑化の推進等、常に環境の美化・保全に努めるものとする。</p> <p>(協定細目)</p> <p>第13条 この協定の実施に関し必要な事項については、公害防止協定細目書で定めるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は変更しようとするときは、その都度甲、乙___協議して定めるものとする。</p> <p>2 この協定の発効は、締結の日からとし、この協定の発効をもって昭和52年4月1日締結した協定は、廃止する。</p>	<p>(施設の設置等の事前協議)</p> <p>第9条 乙<u>及び丙</u>は、環境関連法令等の規制対象となる施設及び防除施設を新設、増設、又は変更しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。</p> <p>(立入調査及び公表)</p> <p>第10条 甲は、この協定に基づく測定項目、関連する設備<u>又は</u>関連するデータを調査するため、甲の担当職員を乙<u>及び丙</u>の工場構内に立ち入りさせ、必要な調査をさせることができるものとし、乙<u>及び丙</u>は、これに協力するものとする。</p> <p>2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定により行った立入調査の結果を公表することができるものとする。</p> <p>(違反時の措置)</p> <p>第11条 甲は、乙<u>又は丙</u>がこの協定(第14条に定める公害防止協定細目を含む。)に定める事項に違反したと認めるときは、乙<u>又は丙</u>に対して必要な改善措置を求め、乙<u>又は丙</u>は___これに応ずるものとする。</p> <p>(公害苦情の処理)</p> <p>第12条 乙<u>又は丙</u>は、公害に係る苦情が発生し、乙<u>又は丙</u>の操業がその原因と認められるときは、誠意をもってその解決に努めるものとし、甲は、その処理において必要と認めるときは、指導及び助言を行うものとする。</p> <p>2 乙<u>又は丙</u>は、前項に規定する公害に係る苦情が発生し、乙<u>又は丙</u>の操業がその原因と認められるときは、<u>丙</u>は遅滞なく甲に報告するものとする。</p> <p>(環境美化)</p> <p>第13条 乙<u>及び丙</u>は、工場構内の環境整備に留意し、清潔の保持、緑化の推進等、常に環境の美化・保全に努めるものとする。</p> <p>(協定細目)</p> <p>第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、公害防止協定細目書で定めるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第15条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は変更しようとするときは、その都度甲、乙、<u>丙</u>が協議して定めるものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この協定は、締結の日から発効する。</p> <p>2 江別市と王子エフテックス株式会社江別工場との間に締結した公害防止協定(平成20年4月1日締結)は、廃止する。</p>